

組体操の実施に係る指針

平成28年3月23日
海老名市教育委員会

海老名市立小中学校において、組体操を実施する場合は、児童生徒の安全を最優先とし、次の8項目を遵守して行うこととする。

- 1 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施しようとする場合は、児童生徒の発達段階や運動能力等の実態と教職員の指導力等を考慮し、児童生徒、保護者の意見を参考に、安全上の問題点や教育的意義などについて、各学校で十分に話し合っ決定すること。
- 2 組体操の実施にあたっては、児童生徒と保護者に、ねらいと内容、安全対策等について、十分に周知すること。
- 3 組体操で取り組む技については、児童生徒の個々の発達段階や運動能力を考慮し、取り組む技の高さや難易度を競うことなく、安全を最優先に決定すること。また、技の習得にあたっては、普段の体育学習との関連を図ること。
- 4 組体操を指導する教職員は、組体操の指導法や安全面での配慮等についての研修会に参加したり、参考資料等を活用したりするなどして、指導力の向上を図ること。
- 5 組体操の指導にあたっては、安全確保と的確な指導のために、担当する教職員の他に、2名以上の教職員を配置すること。また、必要に応じて、外部指導者や保護者等の支援を受けるようにすること。
- 6 組体操の練習は、必ず、教職員の指導のもとで行なわせることとし、児童生徒のみでは絶対に行わせないこと。また、そのことを児童生徒に徹底すること。

- 7 教職員は、組体操の練習や演技にあたり、児童生徒の服装、サポーターなどの補助用具の使用、マットの使用等、安全対策を十分に施して行うこと。
- 8 学校教育活動として、運動会等で組体操を実施する場合、学校は、ねらい、内容、安全対策等を記載した計画書を作成し、事前に、教育委員会に提出すること。